

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
1	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路とはなにですか。また、関係機関協議等の手続きはどのように行えばよいでしょうか。	令和2年の道路法の改正により、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度が創設されました。ほこみち制度を活用することで、占用の基準である無余地性の適用が除外され、占用がより柔軟に認められます。 また、歩行者利便増進道路の指定要件や関係機関協議等については、道路法の規定の他、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 なお、道路局ウェブサイトにおいて、歩行者利便増進道路の概要や手続きの流れ、全国のほこみち事例集をとりまとめているしますので、ご参照ください。 ■関係通知（直轄国道）・通達（警察庁） ■ほこみち制度の概要 道路局ウェブサイトに関連通知・通達やほこみち制度の概要等を掲載していますのでご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html
2	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路に指定することの制度上のメリットはありますか。	○占用特例制度が活用できます（道路法第48条の21に規定している技術的基準に適合する場合に限る）。 ・歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（利便増進誘導区域）を指定した場合、当該指定した区域内におけるこれらの施設等の占用については、占用特例を認めます。 ・占用特例とは、対象区域内において、無余地性の基準（道路外に適当な場所がないこと）にとらわれず歩行者の利便増進のために必要な施設を配置することができます。 ○公募占用制度を活用できます。 ・利便増進誘導区域において、公募により占用者を選定することが好ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、複数の占用希望者からの提案を踏まえ、通常の道路占用許可（5年）より長期間（最長20年）にわたり、より積極的に占用許可を認めることができます。 ■道路局ウェブサイト ・歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の詳細説明 https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/detail.pdf
3	歩行者利便増進道路の指定について	ほこみちは車線数が多い大きな道路で指定しているイメージがあります。規模の小さな道路でもほこみちを利用することは可能ですか。	利便増進誘導区域は、歩行者等の通行のための幅員を確保した上で、区域を指定するものであり、幅員に一定の余裕は必要です。また、歩車分離されていない道路であっても、時間帯の交通規制により自動車の進入が規制されている場合は、当該時間において、歩行者等の通行のための幅員を確保した上で区域を指定できます。 なお、道路局ウェブサイトに掲載している全国のほこみち事例集において、規模の小さい道路や交通規制を伴う歩道のない道路の事例も紹介していますので、ご参照ください。 ■道路局ウェブサイト ・ほこみちのとりくみ（事例集） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/jirei_230915.pdf

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
4	歩行者利便増進道路の指定について	道路法第48条の20第3項にある市町村による都道府県管理道路の指定とはどのようなものを想定していますか。	ほこみちにおいては、指定を検討している路線が市町村、都道府県にまたがる場合があります。こうした道路においては、当該地域の特性やニーズ等を的確に把握している市町村により、より効率的、効果的な整備が可能となることを想定しています。 この指定を行うことにより、道路法48条の22の規定において、指定した市町村は、当該歩行者利便増進道路について、都道府県の同意を得て、歩道の拡幅等歩行者の利便の増進に資する改築、維持、修繕等を代行することができます。
5	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路を指定した旨の公示と、利便増進誘導区域を指定しようとする旨の公示の期間を重複させることは可能でしょうか。	歩行者利便増進道路を指定した旨の公示と、利便増進誘導区域を指定しようとする旨の公示の期間を重複させることは可能です。
6	歩行者利便増進道路の指定について	都道府県道や市区町村道を歩行者利便増進道路として指定する場合、国土交通省の同意は必要でしょうか。	一連の指定手続きの中では、国土交通省の同意は不要ですが、今後の施策の参考とするため、取組状況をお聞きする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。
7	歩行者利便増進道路の指定について	地元からの要望がない場合でも、歩行者利便増進道路を指定し、占用者を募ることは可能ですか。	法令に定められた手続きを経れば歩行者利便増進道路を指定することは可能ですが、想定している道路の活用方法を踏まえ、沿道住民や関係機関の理解が得られていることが重要と考えます。
8	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路の指定にあたって、都道府県公安委員会への意見聴取は必ず行う必要がありますか。	道路法第95条の2に規定しているとおり、道路管理者は、歩行者利便増進道路の指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければなりません。
9	歩行者利便増進道路の指定について	都道府県公安委員会への意見聴取のために準備する資料はどのような資料を想定していますか。「想定される占用物等の配置や利用時間帯を踏まえた歩行者や車両の交通状況に係る資料」や「現況交通量に係る資料」とは、どのような資料を指しますか。また、協議で用いる図面等の縮尺に規定はありますか。	道路交通への影響に問題がないことを示す資料を想定しています。具体的には、 ・歩行者利便増進道路に指定する区間がわかる資料（平面図、断面図等） ・想定される占用物等の配置 ・利用時間帯を踏まえた歩行者や車両の交通状況に係る資料 ・現況交通量に係る資料 ・当該道路の改築に係る資料（当該道路の改築を予定している場合に限る。） 等を想定しています。 なお、国土交通省では協議資料の様式などを定めていませんので、必要に応じて、所轄の警察署に問い合わせください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路の指定について（令和2年11月25日付け国道利第23号国道環第78号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt01.pdf

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
10	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路の指定を検討し始めてから、実際に占用を開始するまでに、概ねどれくらいの日数を要しますか。	社会実験の実施や関係者間の協議状況、当該道路の状況など、個別の状況がありますので、所要の日数は一概に回答できません。指定に当たってのフローを示していますので、ご参照ください。 ■道路局ウェブサイト ・歩行者利便増進道路 制度概要及び制度の流れ https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/gaiyo.pdf
11	歩行者利便増進道路の指定について	歩行者利便増進道路の指定について、指定する場所が道路区域外でもあっても指定することは可能なのでしょうか。	歩行者利便増進道路の指定については道路区域内に指定することが前提となっているため、道路区域外は指定できません。
12	歩行者利便増進道路の構造の基準について	歩行者利便増進道路の構造の基準とはなにですか。どのような場合に、地方公共団体の条例で基準を定める必要がありますか。	道路法第48条の21に規定している歩行者利便増進道路の構造の基準は、道路法第30条第1項に規定する道路の構造の技術的基準として、国道を対象に道路構造令第41条で規定しています。 また、都道府県道又は市町村道において歩行者利便増進道路制度を導入する場合は、道路法第30条第3項の規定に基づき、同政令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例に都道府県道又は市町村道の構造の技術的基準を規定する必要があります。 ■道路局ウェブサイト ・歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の詳細説明 https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/detail.pdf
13	歩行者利便増進道路の構造の基準について	歩行者利便増進道路の構造基準に適合していない場合は、歩行者利便増進道路に指定することはできますか。	歩行者利便増進道路の構造基準に適合していなくても、歩行者利便増進道路の指定は可能ですが、道路占用に当たっては無余地性の基準を適用除外できません。
14	歩行者利便増進道路の構造の基準について	歩行者利便増進道路の構造の基準は、新設又は改築する道路のみ適用されるのですか。	ほこみち制度を活用して無余地性の基準を適用除外する場合は、新設又は改築する道路に限らず、構造の基準を満たす必要があります。
15	利便増進誘導区域の指定について	利便増進誘導区域とはなにですか。	道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域のことです。 また、利便増進誘導区域の指定要件や関係機関協議等については、道路法の規定の他、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
16	利便増進誘導区域の指定について	歩行者の通行のための幅員として規定されている幅員の中に、利便増進誘導区域の幅員も含めてよいのでしょうか。	利便増進誘導区域とは別に歩行者等のための有効幅員を確保する必要があります。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf
17	利便増進誘導区域の指定について	イベント内容に応じてフレキシブルに道路を使用したいため、あらかじめ歩道等の全幅に渡って利便増進誘導区域を指定することは可能ですか。	歩行者等の通行も計画的に考慮した利便増進誘導区域として指定すべきであるため、道路の全幅を同区域に指定することは適切ではありません。 なお、イベント開催時のみ一時的に交通規制を行うような場合には、ほこみち制度ではなく、これまで既に地域の催し等で行っている道路占用と同様に取扱うことが望ましいと考えます。
18	利便増進誘導区域の指定について	曜日ごとに利便増進誘導区域を分けて指定することは可能ですか。	利便増進誘導区域については「区域」の指定であり、変動するものではなく、決まった場所を指定する必要がありますが、道路占用に際しては利用形態ごとに占用許可申請が必要となるものの、あらかじめ複数の利用形態を設定した上で占用許可申請を行い、日によって使い分けるなどの運用は可能と考えます。
19	利便増進誘導区域の指定について	歩道がない道路であっても、適切な交通規制を行えば、利便増進誘導区域を指定することは可能ですか。	歩道がない道路であっても交通規制により車両の進入が禁止されている場合には、指定可能です。 事例として、特定の時間帯に交通規制を行い、利便増進誘導区域を指定している道路があります。 [稲荷小路（仙台市）] 19時～24時の時間帯に自転車と歩行者以外の通行を禁止している事例    [蛸薬師商店街（京都市）] 13時～翌日5時の時間帯に歩行者以外の通行を禁止している事例  

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
20	利便増進誘導区域の指定について	車道でもほこみちを利用することは可能なのでしょうか。	利便増進誘導区域は、歩行者等の通行のための幅員を確保した上で区域を指定するものであり、幅員に一定の余裕は必要です。なお、歩車分離されていない道路についても、時間帯の交通規制により自動車の進入が規制される場合は、歩行者等の通行のための幅員を確保した上で区域を指定している例があります。
21	利便増進誘導区域の指定について	交差点等の付近を利便増進誘導区域として指定することは可能ですか。	以下の通知において、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上を利便増進誘導区域として指定しないという考え方を示していますので、現地の状況を踏まえ、各道路管理者において判断ください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf
22	利便増進誘導区域の指定について	利便増進誘導区域の指定にあたって、警察への協議は必ず行う必要がありますか。また、警察との協議のために準備する資料はなにが必要ですか。	道路法第33条第3項の規定どおり、道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければなりません。 その際には、歩行者交通量の増加や歩行者動線の変化、歩行者と車両の交錯の増加に伴い必要となる交通事故防止策、歩行者利便増進施設等の設置に伴う道路使用許可への対応等、当該区域における道路交通への影響について調整することを想定しています。 また、警察協議に必要な資料は、次の書面を用いることを想定しています。 ①道路台帳の図面に利便増進誘導区域の範囲を示したものと及びその断面図等 ②歩行者交通量調査結果（歩道等の必要となる有効幅員を確認するため） ③利便増進誘導区域に指定する場所及び沿道等周辺の状況が分かる写真等の資料（車両出入口の配置や店舗等の立地状況を確認するため） ④想定される歩行者利便増進施設等及びその配置イメージを示した資料 なお、国土交通省では協議資料の様式などを定めていませんので、必要に応じて、所轄の警察署に問い合わせください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
23	歩行者利便増進施設等について	歩行者利便増進施設等とはなにですか。また、地方公共団体の裁量で設置するものを決める余地はありますか。	歩行者利便増進施設等とは、歩行者の利便の増進に資する施設として、道路法施行令第16条の2に規定しています。 歩行者利便増進施設等として占用許可申請を受けた場合は、上述の規定をもとに各道路管理者で許可の適否を判断してください。 なお、歩行者利便増進施設等の占用許可に関わる基準については、道路法の規定の他、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf
24	歩行者利便増進施設等について	歩行者利便増進施設等の構造（高さ制限 等）に関わる規定はありますか。	直轄国道に適用する通知において歩行者利便増進施設等の構造に関する記載がありますので、直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf
25	歩行者利便増進施設等について	キッチンカーは、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	利用形態によりますが、利用者のためのテーブルや椅子等を含めオープンカフェとしての役割を果たすものであれば、道路法施行令第16条の2第1項第4号に規定している「食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの」として歩行者利便増進施設等に該当すると考えます。
26	歩行者利便増進施設等について	電源設備は、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	電源設備を他の占用物件と一体としてではなく単独で設置する場合には、歩行者利便増進施設等に該当しませんが、例えば歩行者利便増進施設等の食事施設で小型発電機やコード等の電源設備を使用する場合には、それらを食事施設と一体とみなし、道路法施行令第16条の2第1項第4号に規定している「食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの」として歩行者利便増進施設等に該当すると考えます。
27	歩行者利便増進施設等について	水道設備は、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	水道設備を他の占用物件と一体としてではなく単独で設置する場合には歩行者利便増進施設等に該当しませんが、例えば歩行者利便増進施設等の食事施設として水道から給水を行うために設置する水栓等を使用する場合には、それらを食事施設と一体とみなし、道路法施行令第16条の2第1項第4号に規定している「食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの」として歩行者利便増進施設等に該当すると考えます。
28	歩行者利便増進施設等について	ひさしは、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	ひさしの形態によりますが、道路法施行令第16条の2第1項第5号以外のいずれの規定にも該当し得るものと考えます。 【一般的な例】 ・広告の役割を果たすようなものであれば 1号 ・オープンテラスのような形態で食事施設等と一体となっているものであれば 4号 等

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
29	歩行者利便増進施設等について	フットライトは、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	フットライトは道路法施行令第16条の2第1項第2号に規定している「ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの」に該当すると考えます。
30	歩行者利便増進施設等について	自動販売機は、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	自動販売機は、原則として、占用許可を行うべきではないと考えており、ほこみち制度であっても、その解釈は変わりません。
31	歩行者利便増進施設等について	テーブルや椅子等を収納する倉庫は、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	倉庫を他の占用物件と一体としてではなく単独で設置する場合には歩行者利便増進施設等に該当しませんが、例えば歩行者利便増進施設等の食事施設と一体的な機能を果たしている場合は、当該施設に含めることはできます。
32	歩行者利便増進施設等について	コンテナハウスは、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	利用形態によりますが、道路法施行令第16条の2第1項第4号に規定している「食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの」として歩行者利便増進施設等に該当すると考えます。 ただし、建築基準法第44条の規定により道路内での建築は制限されていますので、コンテナハウスの設置に当たっては所管する特定行政庁へご相談ください。 ＜参考＞ 神戸市では道路内建築が認められた事例があります。歩行者利便増進施設等として占用許可されていることなどの状況を受け、公益上必要であると判断し、別途歩道の残幅員が確保されており通行上支障がないことを確認した上で、建築基準法第44条第1号第2項の「公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」が適用されました。 【三宮中央通り（神戸市）】  また、東京都港区では、都市再生特別措置法に基づく道路占用の特例を用いてコンテナハウスを設置しており、その後のほこみち制度の導入に伴って、コンテナハウスを歩行者利便増進施設等として占用許可しています。 【新虎通り（東京都港区）】 

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
33	歩行者利便増進施設等について	風対策として設置する歩行者利便増進施設等を固定するための重りやアンカーは、歩行者利便増進施設等として扱うことはできますか。	歩行者利便増進施設等を固定するための重り等は、当該施設に含めることはできます。
34	歩行者利便増進施設等について	看板を食事施設として歩行者利便増進施設等で許可することはできますか。	看板は「食事施設」ではなく「看板」として許可されるべきものと考えます。
35	歩行者利便増進施設等について	国家戦略道路占用事業を活用してイベントに伴う幕等の設置を行っています。国家戦略特別区域の対象物件には「競技会等の催しのために設けられる旗ざお、幕及びアーチ」が含まれますが、ほこみち制度に移行したとしても対象物件に含まれますか。	道路法施行令第16条の2第1項第6号に規定している「集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの」の中に「看板、旗ざお、幕及びアーチ」を規定しています。「イベント」は「集会、展示会その他これらに類する催し」に該当すると考えますので、ほこみち制度においても対象となります。
36	歩行者利便増進施設等について	看板やデジタルサイネージを歩行者利便増進施設等として設置するにあたり、広告や宣伝の内容に決まりはありますか。	歩行者利便増進施設等として設置する看板やデジタルサイネージの広告等の内容は、屋外広告条例などの各種法令や基準に照らし一般的に認められる範囲であれば問題ないかと考えますが、担当部局と調整の上、適否を判断してください。
37	歩行者利便増進施設等について	シェアサイクル事業に必要な自転車駐車器具として、自転車を駐車させるために設置するテーブルやマット等は、歩行者利便増進施設等に該当しますか。	シェアサイクル事業に必要な自転車駐車器具は、サイクルラックだけでなく、区画に用いるテーブルやマット等についても、自転車の駐車スペースを整備するために必要なものと考えられますので、個別具体の設置方法及び道路状況を踏まえた道路管理者による判断を踏まえ、歩行者利便増進施設等として道路占用を認めることは可能です。
38	歩行者利便増進施設等について	地方公共団体が歩行者利便増進施設等の占用主体になることはできますか。	地方公共団体は歩行者利便増進施設等の占用主体となることができます。この場合、道路法第39条第1項に規定のとおり、道路占用料を徴収しないこととすることができます。
39	歩行者利便増進施設等について	自転車駐輪器具として、時間貸し駐輪場は歩行者利便増進施設等に該当しますか。	歩行者利便増進施設等の対象となる自転車駐輪器具は賃貸用のもののみとなります。このため、時間貸し駐輪場は歩行者利便増進施設等に該当しません。
40	歩行者利便増進施設等について	利便増進誘導区域一帯の範囲を歩行者利便増進施設等として占用許可を取ることができますか。また、Aが歩行者利便増進施設等の占用許可を受けている場所に、Bが占用物件を置くという運用は可能ですか。その場合、AはBから利用料を徴収することはできますか。	占用許可は具体的な占用対象について行うものですので、将来の占用を見込んだ対象区域一帯の範囲を歩行者利便増進施設等として占用することはできません。 ただし、路上イベント等において、複数の露店やテーブル、椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、合理的な範囲において、それらの物件をまとめて1枚の道路占用許可申請書に記載し一括申請することができます。 そのような場合には、占用許可の範囲内において、Aが申請して占用許可を受けた場所に、Bが占用物件を置くという運用は可能と考えます。その際は、Bによる占用実態が許可の範囲を逸脱しないよう十分に留意してください。 【想定されるケース】 ・商店街でのテラス営業や賑わいイベント等を行うために、商店街振興組合等が道路占用許可の申請を行い、占用許可を受けた場所に沿道店舗等が出店するケース ・地域活性化のイベント等を行うために、地方公共団体やまちづくり団体等が道路占用許可の申請を行い、占用許可を受けた場所に複数の事業者がイベント出店するケース など また、利用料の徴収については、それを禁止する規定等は特にありません。関係者間で調整・合意形成が行われていれば、利用料の徴収は可能と考えます。

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
41	歩行者利便増進施設等について	利便増進誘導区域に面している店舗等のみが、歩行者利便増進施設等として店前で道路占用を行えるのですか。	歩行者利便増進施設等は、申請者の所在地に関わらず、占用申請することができます。
42	歩行者利便増進施設等について	歩行者利便増進施設等の占用希望者に対して、道路協力団体への登録やアダプト制度への加入などを道路占用の許可条件として課すことは可能ですか。	道路管理上の必要性がある場合には、道路管理者の判断により、占用の許可条件として課すことは可能です。
43	歩行者利便増進施設等について	歩行者利便増進施設等の食事施設において、酒類を販売することは可能でしょうか。	ほこみち制度として、酒類の販売を禁止する規定はありませんが、関係機関との協議かつ必要な手続きを経て行うようにしてください。
44	歩行者利便増進施設等について	「●●勉強会」のような非公式団体や建設コンサルタント等の民間企業でも歩行者利便増進施設等の占用主体になることはできますか。	非公式団体や民間団体等も占用主体になることはできます。 なお、直轄国道においては、歩行者利便増進施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び歩行者利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めることとしています。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体になることができないものとしています。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf
45	歩行者利便増進施設等について	歩行者利便増進施設等の道路占用の期間について、年度毎の占用期間を数ヶ月単位の決まった期間で設定し、年度毎に占用主体に道路占用申請を行わせて占用させるといった取扱いをすることは可能ですか。	そのような取扱いをすることは可能ですが、当該占用主体に占用されていない期間に他の者から占用希望があり、占用予定期間が競合した場合などに調整等が必要となる点についてはご留意ください。
46	道路占用料について	ほこみち制度を活用した場合、道路占用料は減額されますか。	直轄国道の占用料は、歩行者利便増進施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額する（ただし、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない）ものと規定しています。 一方、地方公共団体が道路管理者となる場合には、道路法第39条第2項の規定により、道路占用料の額及び徴収方法は地方公共団体の条例で定めることとしています。 なお、道路占用料の減額措置については、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt02.pdf ・道路法施工令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて（令和2年6月5日付け国道利第6号） https://www.mlit.go.jp/road/senyo/pdf/senyoryo06.pdf

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
47	道路占用料について	「占用主体により提案される道路維持管理への協力」について基準はありますか。	道路維持管理への協力に関して基準は設けていません。一般的に認められる範囲において、各道路管理者により判断し決定してください。
48	道路占用料について	占用期間を5年などとした際に、納める道路占用料をイベント開催期間分のみとすることは可能ですか。	短期間のイベント開催時のみの道路占用は、ほこみち制度の趣旨になじまないため、地域の催し等で行っている道路占用と同様に取扱うことが望ましいと考えます。 そのうえで、直轄国道の場合は、占用物件の設置の有無に限らず、原則、占用許可を行った占用期間により占用料を徴収しています。また、占用料が月単位の場合は占用期間が1ヶ月未満（1日でもあれば）でも1ヶ月分を徴収しています。 直轄国道以外の道路においては地方公共団体で定めている条例の規定を適用してください。
49	道路占用料について	歩行者利便増進施設を固定するための重りやアンカーを設置する場合、道路占用料の算定はどのようにになりますか。	直轄国道において、定額物件の占用料は「占用数量」×「単価」により算定しています。 一般的に、ある占用物件を固定等するためのものは、当該占用物件に含まれることとなりますが、占用物件によって占用数量の取扱いが異なるため、場合によっては占用料に影響する可能性があります。個別事案になりますので、道路管理者の判断により決定してください。
50	道路占用料について	ほこみち制度を活用した場合における道路占用料について、冬期は積雪でイベント等での道路の活用が見込めないことから、冬期においては占用料を免除するといった取扱いをすることは可能ですか。	道路管理者が地方公共団体である場合には、地方公共団体の条例等において冬期の占用料を免除するといった取扱いをすることは可能です。
51	公募占用制度について	公募占用制度とはなにですか。また、公募占用制度を活用するメリットはなにですか。	公募占用制度とは、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等について、利便増進誘導区域における道路占用者の公平な選定を図る観点から、道路占用の許可申請を行うことができる者を公募により決定することができる、という制度です。公募により民間の創意工夫を発揮させ、通常の道路占用許可（5年）より長期間（最長20年）にわたり、認定を与えることにより、設備投資しやすくなります。 なお、公募占用制度の運用については、道路法の規定の他、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について（令和2年11月25日付け国道利第26号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt03.pdf
52	公募占用制度について	特別な条件や理由もなく、道路管理者において公募占用制度を活用しないという判断をしても問題ないですか。	道路管理者で公募しないという判断をすることに問題はありません。

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
53	公募占用制度について	公募占用制度を活用した事例はありますか。また、公募占用において占用計画期間を20年としている事例はありますか。	姫路市（兵庫県）や調布市（東京都）では、公募占用制度を活用しています。なお、公募占用において占用計画期間を20年と設定した事例は現在把握していません。
54	公募占用制度について	ほこみち制度の運用開始にあたって、まずは公募を行わずに5年間の占用とし、その後状況を見ながら公募占用手続きにより占用期間を長くすることは可能ですか。	可能です。
55	公募占用制度について	直轄国道宛での通知に公募占用における手続きフローがあり、標準的な処理期間が95日間となっていますが、各手続きにおいて期間短縮は可能ですか。	通知の手続きフローは標準的な処理期間を示したものであり、各ケースにて適切な期間を検討したうえで、短縮することは可能です。
56	公募占用制度について	公募占用制度を活用しない場合、歩行者利便増進計画の提出は必要ですか。	公募占用制度を活用しない場合は、歩行者利便増進計画の提出は必要ありません。
57	公募占用制度について	公募占用指針にある「認定の有効期間」と、歩行者利便増進計画にある「占用計画期間」の違いを教えてください。	公募占用指針の「認定の有効期間」は占用の期間として認められる最大を示したものであり、参加希望者はその期間の範囲内で希望する予定期間を歩行者利便増進計画の「占用計画期間」に記載することになります。
58	公募占用制度について	歩行者利便増進計画の認定有効期間を10年とした際に、実際の占用期間については、イベント開催などに合わせその都度設定するものとし、占用料についても、イベント開催期間分を納めることにして問題ないでしょうか。	短期間のイベント開催時のみの道路占用は、ほこみち制度の趣旨になじまないため、地域の催し等で行っている道路占用と同様に取扱うことが望ましいと考えます。 そのうえで、「歩行者利便増進計画の認定有効期間を10年とし、実際の占用期間をイベント開催などに合わせその都度設定、占用料はイベント開催期間分を納める」という取扱いを行うことを否定することはありません。ただし、公募占用者以外の占用希望者からイベント開催時以外の期間に当該場所に占用する希望があった場合は、当該占用希望者は占用ができない、又は占用させようとする場合には歩行者利便増進計画の変更が必要となり、道路管理者等の手続きが煩雑になると想定されますので、留意する必要があります。 また、占用料の取扱いについては、直轄国道の場合、占用物件の設置の有無に限らず、原則、占用許可を行った占用期間により占用料を徴収しています。また、占用料が月単位の場合は占用期間が1ヶ月未満（1日でもあれば）でも1ヶ月分を徴収しています。直轄国道以外の道路においては地方公共団体で定めている条例の規定に基づき占用料を決定してください。
59	公募占用制度について	公募占用指針の公示は、利便増進誘導区域を指定しようとする旨の公示と同時、あるいは、その期間に重複して行っても問題ないですか。	公募占用指針は、道路法上、「利便増進誘導区域において、（中略）公募により決定することが、（中略）特に有効と認められる歩行者利便増進施設等」において策定し、その中で「当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所」を定めることとなっているため、利便増進誘導区域の指定が先か、あるいは利便増進誘導区域の指定と同時である必要があります。

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
60	公募占用制度について	公募占用指針に、「設置物等のデザインは、周辺の景観を著しく阻害しないものとする」といった条件を盛り込むことは可能ですか。	法令以上の規定はありませんので、地方公共団体でルールを設定することは可能です。なお、公募占用指針については、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について（令和2年11月25日付け国道利第26号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt03.pdf
61	公募占用制度について	歩行者利便増進計画の評価及び占用予定者の選定は誰が行うのですか。	道路法第48条の25に規定のとおり、提出された歩行者利便増進計画の審査・評価・選定は道路管理者が行います。なお、公募選定については、直轄国道に適用する通知を発出しています。直轄国道以外の道路においては、本通知を参考としてください。 ■通知（直轄国道） ・歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について（令和2年11月25日付け国道利第26号） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/kt03.pdf
62	公募占用制度について	直轄国道に適用する通知に規定されている委員会は設置せず、学識経験者へ個別に意見聴取を行う方法でも問題ないですか。また、学識経験者への意見聴取の手法について、何か規定はありますか。	学識経験者へ個別に意見聴取を行う方法でも差し支えありません。また、意見聴取の手法に関する規定はありません。
63	公募占用制度について	当初の歩行者利便増進計画に記載のない事項（例えば、平常時とイベント時の利用形態の変更など）については、その都度、占用許可申請が必要ですか。	道路占用に際しては、基本的には利用内容（形態）ごとに占用許可申請が必要となります。あらかじめ複数の利用形態を設定した上で占用許可申請を行い、日によって使い分けるなどの運用は可能と考えます。なお、その際には、道路管理者として適正な道路管理が行えるかどうか慎重に判断すべきと考えます。
64	その他	ほこみち制度に関連した交付金・補助金があれば教えてください。	社会資本整備総合交付金において、歩行者利便増進道路に指定した道路における「歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業」では、重点配分を行っています。立地適正化計画に位置づけられた区域内において、次年度当初予算の交付決定時までに歩行者利便増進道路として指定する道路であれば、重点配分の対象となります。
65	その他	「ほこみち制度」と「道路協力団体制度」とで、道路占用等を通じて得た収益の使い道に違いはありますか。	ほこみち制度については、道路占用等を通じて得た収益は、占用者自身の利益として得ることが可能です。一方、道路協力団体制度については、道路占用等を通じて得た収益は、道路の清掃・除草・植栽など、道路協力団体の業務に還元する必要があります。
66	その他	国家戦略特区法に基づく、国家戦略道路占用事業に関し無余地性の特例を受けている事業者が、占用特例区域において国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが令和9年3月31日以降も見込まれる場合はどのようにすればよいですか。	既に国家戦略道路占用事業が定められ内閣総理大臣の認定を受けている区域計画において、当該国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが令和9年3月31日以降も見込まれる場合には、道路管理者は引き続き占用許可に関わる無余地性の基準の特例を適応するため、同日までを移行期間として、当該区域計画に定められた道路の区域（特区占用特例区域）について、道路法第48条の20の規定による歩行者利便増進道路の指定を行うとともに、現在の国家戦略道路占用事業者は占用許可申請をした上で道路管理者より占用許可を受けてください。